

被害者等支援計画

大阪水上バス株式会社

(2023年8月制定)

被害者等支援対策

1. 被害者等支援の基本的な方針

当社が運航管理する船舶において、重大な海難事故又は災害(以下、「事故・災害」)が発生した場合において、被害に遭われた方々及びそのご家族に対し、人命に係る場合は先ずは人命救助を最優先し、また直ちに対策本部を設置し被害の拡大防止に努め、誠意をもって支援に努めます。上記の方針に基づき「被害者等支援計画」を策定致します。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故情報のご家族への連絡

・事故・災害の一報を入手した場合は、監督官庁をはじめ海上保安庁、警察、消防、医療機関からも情報を収集し、可能な限り当社からご家族へ連絡するように努めます。

② 乗客情報及び安否情報の取り扱い

・被害に遭われた方々の安否や傷害の程度等の情報については、「個人情報の保護に関する法律」の観点から、適切に取り扱い、原則として第三者への提供は致しません。また、被害を受けたご家族様よりご家族の情報公開を希望されない場合は、原則その意向に沿った対応を致します。但し、国土交通省、警察、消防、医療機関等からの要請があった場合は、安否確認に必要な範囲内で情報提供を行うことがあります。

③ 被害者等への継続的な情報提供

・事故に関する原因や再発防止策等については、必要に応じ継続的に提供をするように努めます。

(2) 事故現場等における対応

① ご家族の事故現場、待機場所等への案内

・被害に遭われた方々のご家族が事故現場又は待機場所、搬送医療施設への移動に必要な交通手段、宿泊施設については必要な支援を実施していきます。

② 滞在中の支援

・被害に遭われた方々のご家族が事故現場又は待機場所、搬送医療施設等での安否確認や情報収集等を望まれる場合は、待機場所、食事、宿泊場所等必要に応じた支援を行います。

(3) 継続的な対応

① 被害者等からの相談受付体制

・被害に遭われた方々及びそのご家族への対応については、被害者支援担当窓口を設置して支援を行います。

② 被害者等に対するサポート

・被害に遭われた方々及びそのご家族等からの相談に対応し、行政その他専門的な知識を持つ方々の協力を受けながら、心のケア等のサポートを行います。

3. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1)体制の確立

事故・災害が発生した場合は「対策本部」を設置し、人命の安全確保を最優先として支援にあたります。

(2)訓練・教育等

万が一の「事故・災害」に備え、普通救命講習等必要な訓練講習等を受講します。

以上

(別図)事故・災害時における体制の確立スキーム

